



2024年4月2日
株式会社 山梨中央銀行

昭和建設株式会社に対して「山梨中銀ポジティブ・インパクト・ファイナンス」を実行しました

株式会社山梨中央銀行（頭取 古屋 賀章）は、本日、昭和建設株式会社（代表取締役社長 浅野 晃一）に対して、「山梨中銀ポジティブ・インパクト・ファイナンス」を実行しました。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」は、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与える変化や影響を包括的・定量的に分析し、特定されたポジティブなインパクト（プラスの貢献）の向上とネガティブなインパクト（マイナスの影響）の緩和・低減に向けたお客さまの事業（取組み）を支援する融資商品です。当行は、SDGsの実現と地域課題の解決を目指す取組みの一環として、本商品を取り扱っております。

当行は、本商品を実行するに当たって、同社の企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。なお、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」としての適合性については、株式会社日本格付研究所（JCR）からセカンドオピニオン（別添）を取得しております。

当行は、今後もお客さまの多様な資金調達ニーズにお応えするとともに、地域全体でのSDGs達成に向けた持続可能な地域社会づくりなどに、一層積極的に取り組んでまいります。

1. 本件の概要

契約締結日	2024年4月2日	
契約先	会社名	昭和建設株式会社
	所在地	山梨県甲州市塩山熊野 80-1
	代表者	代表取締役社長 浅野 晃一
	事業内容	建設業 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業、解体工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業
融資額	100百万円	
資金使途	運転資金	
セカンドオピニオン	株式会社日本格付研究所（JCR）	

2. 特定インパクトと測定する KPI

	テーマ	目標/KPI	関連 SDG s
社会面	労働災害発生削減 ワークライフバランスの 充実	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害の発生件数 年 0 件達成・維持 (2022 年度 1 件、過去 3 年間平均 0.3 件) 有給休暇取得率 85%以上の維持 (2022 年度実績 45.8%、2023 年度実績 86.9%) 	
	持続可能なまちづくり への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ISO9001 認証の継続取得 安全大会を年間 1 回以上、パートナー企業と 共同開催 	 
環境面	環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001 認証の継続取得 	  
経済面 社会面	誰もが活躍できる 社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業取得率…100%を継続 (過去 3 年間取得率 100%) 女性管理職の割合…10%以上 (2022 年度 7%) 	  

以上

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価

評価対象企業



昭和建設株式会社

2024年4月2日

山梨中央銀行

目 次

《要約》	1
企業概要	2
1. 事業概要	3
1-1 事業概況	
1-2 企業理念	
1-3 業界動向	
1-4 地域課題との関連性	
2. サステナビリティ活動	7
2-1 社会面での活動	
2-2 環境面での活動	
2-3 経済面での活動	
2-4 社会貢献活動	
3. 包括的分析	15
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析	
3-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定	
3-3 特定されたインパクト領域とサステナビリティ活動の関連性	
3-4 インパクト領域の特定の方法	
4. KPI の設定	19
4-1 社会面	
4-2 環境面	
4-3 経済面 社会面	
5. マネジメント体制	23
6. モニタリングの頻度と方法	23

山梨中央銀行は昭和建設株式会社に対して、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、当社の企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的な考え方」に則った上で、中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業・会社法の定義する大企業以外の企業

<要約>

当社は、山梨県甲州市に立地し、土木工事、とび・土工工事、石工事、舗装工事、水道施設工事、解体工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事等を実施する総合建設業者である。近年の主な工事として、中部横断道及び国道 411 号関連工事等を受注している。

「顧客の満足を第一とし、常に技術と品質の向上を目指し、地域社会に貢献する」という方針のもと、社会生活の基盤整備に関わる事業展開により「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献し、持続可能な社会の実現に努めている。

山梨県が推進する「やまなし SDGs 登録制度」には、第 1 期から登録企業となり、その重点的な取り組みとして、「ゼロ災宣言等による安全対策の徹底」、「有給休暇の積極的な取得推奨」、「社会福祉協議会・フードバンクへの支援」を表明している。

従業員の安全・健康対策を最重要課題とし、ゼロ災宣言 2023（県災防）により安全対策を徹底している。生産性向上やワークライフバランスの充実を図るため、時間外労働の抑制等に取り組み、有給休暇の取得促進と現場作業員の週休 2 日制の完全実施を徹底している。

また、本業による社会インフラの整備を通じて、企業として取り組むべき社会的な課題解決に向けた取り組みを実施している。

当社の主力事業である「道路建設事業」を中心にサステナビリティ活動等を分析した結果、ポジティブ・インパクトとして「雇用」「移動手段」「包摂的で健全な経済」「経済収束」、ネガティブ・インパクトとして「保健・衛生」「雇用」「質 水」「大気」「土壌」「資源効率・安全性」「気候」「廃棄物」を特定し、KPI が設定された。

今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金 額	100,000,000 円
資 金 使 途	運転資金
モニタリング期間	5年0ヵ月

企業概要

企 業 名	昭和建設株式会社	
所 在 地	〒404-0036 山梨県甲州市塩山熊野 80 番地 1	
従 業 員 数	50 名 ※2023年12月31日現在	
資 本 金	30 百万円	
事 業 内 容	建設業 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業、解体工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業	
沿 革	1951年06月	創業
	1990年09月	本社を山梨県甲州市塩山熊野 80 番地 1 に移転
	2000年03月	品質マネジメントシステム ISO9001 認証取得
	2009年01月	環境マネジメントシステム ISO14001 認証取得
	2009年07月	(社) 山梨県建設業協会 会長に浅野正一氏が就任 (社) 山梨県建設産業団体連合会 会長に浅野正一氏が就任
	2013年02月	山梨県商工会連合会認定 BCP(事業継続計画)策定
	2013年05月	山梨県建設業協同組合 理事長に浅野正一氏が就任
	2013年06月	労働安全衛生マネジメントシステム

		OHSAS18001 認証取得
2015年07月		国土交通省 関東地方整備局より「建設会社における災害時の基礎的事業継続力」認定取得
2019年11月		労働安全衛生マネジメントシステム ISO45001 認証取得
2020年05月		関東甲信越地方建設業協会 協会長会の会長に浅野正一氏が就任
2022年06月		SDGs 宣言を実施
2022年12月		山梨県に「やまなし SDGs 推進企業」として登録

1. 事業概要

1-1 事業概況

当社は、山梨県甲州市に立地し、土木工事、とび・土工工事、石工事、舗装工事、水道施設工事、解体工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事等を実施する総合建設業者である。

創業以降、長年にわたり山梨県内を中心に工事実績を積み重ね、近年では中部横断道や国道 411 号線、リニア関連工事等の大規模工事を受注している。これらの工事においても、豊富な経験と知識を備えたスタッフが活躍し、良好なチームワークと効率的な運営を実現しながら高品質な工事を提供している。また、安全基準に厳格に従った施工管理を実施しており、自然災害に備えた防災や災害対策にも積極的に取り組んでいる。

地域のインフラ整備に貢献することを使命として、地域社会とのコミュニケーションを重視しており、地域のニーズに応えるためにも、地域の方々との信頼関係を構築している。

また、当社の浅野正一代表取締役会長は一般社団法人山梨県建設業協会の会長も務めており、山梨県内における業界全体の環境整備に大きく貢献している。建設業全体の発展に向けて、情報交換や若手技術者の育成・教育支援にも力を注いでおり、常に地域社会の発展と共に歩み、より良い未来を築くための努力を継続している。



■主な工事实績



広瀬ダム水吐減勢工改良 I 期工事



国道 140 号道路改良工事



R2 国道 138 号山中地区舗装修繕工事



R1 国道 52 号古屋敷地区他災害復旧工事



藤木調整池改修工事



おそくぼ沢治山工事

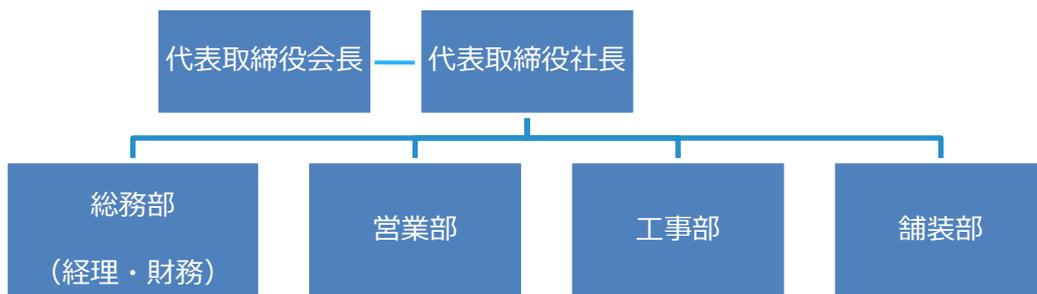


国道 411 号大常木トンネル建設工事



萩原山分区（雪陰沢）荒廃

■ 組織図



1 - 2 企業理念

『顧客の満足を第一とし、常に技術と品質の向上を目指し、地域社会に貢献する』を会社方針として掲げ、長年にわたり蓄積された土木技術と安全に対する意識を高く持ち、社長をはじめとする社員一同、総力を上げて顧客のご期待に応えるよう努めている。

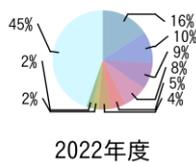
1 - 3 業界動向

国土交通省「建設投資見通し」によると、土木工事の市場規模は 2023 年度で約 27 兆円と予想される。1990 年代後半から減少傾向が続いたが、2012 年度の約 18 兆円を底に、東日本大震災からの復興や東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた大規模開発による押し上げもあり、長期的な拡大傾向が見られた。土木工事は政府向けの受注比率が 7~8 割を占め、政府建設投資が需要をけん引しているが、近年は民間建設投資の増加が見られる。

日本の建設投資額は GDP の約 1 割を占める。2023 年度は、建設投資全体（約 70 兆円）に占める政府投資と民間投資の比率は概ね 3 : 7 の比率であるが、土木工事（約 27 兆円）は政府投資と民間投資の比率が概ね 7 : 3 であり、公共工事を中心とする政府投資の影響が大きいことがうかがえる。

国土交通省「建設工事受注動態統計調査」によると、公共工事では、橋梁・高架構造物工事が最も多く、次いで土工事（しゅんせつ・埋立工事を除く）、管渠工事となっている。一方、民間工事では、鉄道工事が約 3 分の 1 を占め最も多く、次いで電線路工事や発電用土木工事となっている。

公共土木工事種類別請負契約額の構成比

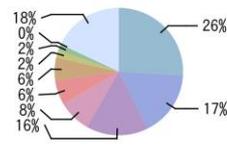


2022年度

- 橋梁・高架構造物工事
- 土工事（しゅんせつ・埋立工事を除く）
- 舗装工事
- 電線路工事
- その他の土木工事
- 管渠工事
- トンネル工事
- しゅんせつ・埋立工事

出所：国土交通省『建設工事受注動態統計調査』

民間土木工事種類別請負契約額の構成比



2022年度

- 鉄道工事
- 電線路工事
- 発電用土木工事
- 土地造成・埋立工事
- 管工事
- 構内環境整備工事
- 埠頭・港湾工事
- 道路工事
- ゴルフ場建設工事
- その他の土木工事

出所：国土交通省『建設工事受注動態統計調査』

中期的な建設投資は、首都圏を中心とする大型再開発、高度化・省力化などの設備投資、需要が拡大している倉庫・物流施設の建設といったニーズにより拡大すると見込まれる。さらに、近年の自然災害に対応するための防災・減災、老朽インフラの維持・補修などが重点課題となっており、公共投資の一定の増強が想定される。

国土交通省試算によると、2028 年の社会資本（インフラ）の維持管理・更新費は 5.8~6.4 兆円、2038 年は 6.0~6.6 兆円程度になるものと推定されている。

2021 年に閣議決定した「第 5 次社会資本整備重点計画」では、社会資本整備に関わる構造的な課題として、インフラ老朽化の加速、自然災害の深刻化と多発、人口減少等に伴う地方の疲弊といった点が挙げられている。2015 年の「第 4 次社会資本整備重点計画」の基本方針を踏襲しつつ社会情勢も反映し、インフラ分野での DX や脱炭素化に関する目標も盛り込まれた。

近年の建設業就業者は、技能労働者の処遇の劣化や若年層の入職率の低下を背景に高齢化が進行しており、技術承継が課題となっている。総務省「労働力調査」によると、2021 年時点で 55 歳以上が 3 割弱、29 歳以下が 1 割強と高齢化が進行している。

また、建設全体では恒常的な人手不足も問題となっている。今後も、相次ぐ自然災害の対策としてダムや堤防などの土木工事需要の拡大などにより、建設業関連職種の人手不足が常態化する見込みであり、労働者の確保が課題となる。

1 - 4 地域課題との関連性

【やまなし SDGs 推進企業】

山梨県では、県内企業等の持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みを促進することにより、企業等の価値の向上などを図るとともに、企業等と協働した地域課題の解決を図る体制を築くことを通じて地方創生の取り組みを推進し、持続可能な山梨県を実現するための「やまなし SDGs 登録制度」をスタートした。山梨県全体が、「多様性」や「包括性」に満ち溢れることにつながり、「持続可能」な「誰一人取り残さない社会」の実現を目指している。



当社は、上記「やまなし SDGs 登録制度」の第1期登録企業として登録を受けており、『顧客の満足を第一とし、常に技術と品質の向上を目指し、地域社会に貢献する』という会社方針のもと、社会生活の基盤整備にかかわる事業展開により『持続可能な開発目標（SDGs）』の達成に貢献し、持続可能な社会の実現に努めますとの SDGs 達成に向けた経営方針等を表明している。

具体的には①ゼロ災宣言等による安全対策の徹底、②有給休暇の積極的な取得推奨、③社会福祉協議会・フードバンクへの支援の3点を取り組み内容として掲げており、これらの実現により、2030年の目指す姿として「従業員全員が『地域及び地球環境の保全』が現代社会の最重要課題であることを認識し、全員参加で環境保全活動に取り組んでいる。また、地域社会のより良い未来を目指して、技術・品質を高めながら、互いに共感できる企業文化が情勢できている。」としている。

2. サステナビリティ活動

当社は、「顧客の満足を第一とし、常に技術と品質の向上を目指し、地域社会に貢献する」という会社方針のもと、社会生活の基盤整備にかかわる事業展開により持続可能な社会の実現に努めている。

2 - 1 社会面での活動

従業員の安定的な雇用や、身体的、精神的に安全・安心な社会的福祉の状態を享受し、社会成

長・発展の中で、企業として取り組むべき社会的な課題解決に向けた取り組みを実施している。

(1) 保健・衛生への取り組み

① 労働災害ゼロへの取り組み

当社は労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格である ISO45001 認証を取得して労働安全衛生方針における基本理念『守るべき家族や社会、地域社会のために、職場での「労働災害ゼロ」を目指し、健康で明るい職場を築きます』を掲げている。

また、建設業労働災害防止協会山梨県支部が主催する「山梨県建設業ゼロ災宣言運動」に賛同し、ゼロ災宣言書を社内各所に掲示すると同時に月1回現場安全パトロールを実施し、作業環境、工事用車両の取り扱い、各種環境対策等をチェックし安全の向上に努めている。また、月1回の安全教育訓練を実施すると共に、定期的に安全大会も実施して、ヒヤリハット事例の収集と防止の徹底をおこなっている。



■ 安全パトロールの様子



【安全パトロールによる主な指摘事項と改善内容】

☞ 指摘内容 クレーン作業における立入禁止範囲表示の非表示

改善内容→ミーティングおよび安全大会等で立入禁止表示の徹底を図った。

☞ 指摘内容 場内の整理整頓

改善内容→現場ごとの作業前ミーティングにおいて整理整頓の意義の徹底を図った。

☞ 指摘内容 再生資源利用計画の掲示不備

改善内容→掲示設置をすると同時に、計画の理解および掲示目的の徹底を図った。

■安全大会の様子



なお、過去5年間の労働災害の発生件数は1件であり、労働災害発生削減に向けた取り組みは最優先事項として認識している。

(2) 雇用への取り組み

当社ではダイバーシティ&インクルージョンの推進による人材や働き方の多様性の確保に取り組んでいる。

① 子育てのしやすい環境の整備

育児・介護休業規定を制定し、子育て、介護と仕事の両立を支援し、全スタッフが働きやすい環境を構築している。

女性のみならず男性の育児休暇取得を推進しており、2023年度の育児休暇取得率は男性・女性ともに100%であった。今後も全社の取得率100%の維持を目指している。

② ダイバーシティ推進への取り組み

各作業現場では『女性でも働きやすい現場は男性でも働きやすい』をモットーに作業環境向上に努めている。性別による差は設けておらず、本人の希望等を考慮するなか適材適所の人材配置を行っており、男女関係なく活躍できる職場を目指している。2024年1月1日時点において、現場監督者20名のうち、女性の現場監督1名が在籍し活躍している。

③ ワークライフバランスへの取り組み

労働時間の管理に対し、労働関係法令、就業規則をはじめとする人事・雇用に関する社内規定や規律を順守している。生産性向上やワークライフバランスの充実を図るために、時間外労働の抑制等に積極的に取り組むとともに、有給休暇の取得促進と現場作業員の週休2日制(週40時間労働)の実施を徹底している。

また、生産性向上策として、全従業員へのPC貸与、最新の測量機器・測量ソフトの導入、

WEB会議・テレワークの導入、各現場への直行直帰(昔は会社集合→各現場)等様々な取り組みを実施している。

なお、2023年度全社における月平均の一人当たりの残業時間は約10時間であり、コロナ禍であった2022年度の5.6時間を上回っているものの、厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和4年分結果確報」による一般労働者の所定外労働時間(建設業)13.8時間を下回る水準となっている。

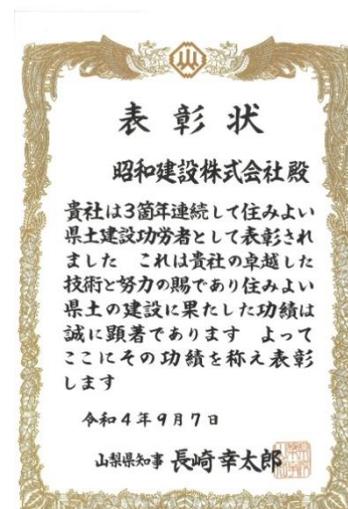
有給休暇の積極的な取得も推奨しているが、2023年度における有給取得率は86.9%である。

(3) まちづくりへの貢献

当社は本業を通じた社会インフラ整備により、道路整備や災害対策などのまちづくりに貢献している。道路工事や橋梁工事、トンネル工事など交通インフラの基盤となる工事を請け負っており、持続可能な社会の実現に貢献している。また、工事に際しては10社を超えるパートナー企業と連携して施工を行っており、工事受注を通じて地域経済の発展に貢献している。

当社では、信頼性の高い工事を実践するため、ISO9001認証を取得しており、社内にて品質マネジメントシステムを構築し、品質の維持向上に努めている。

なお、各種施工技術や近隣住民への配慮、業務プロセス等が認められ、発注者から毎年表彰されるとともに、特別表彰も複数回受賞している。



2-2 環境面での活動

法令基準に則った対応は基より、施工する近隣住民への配慮や、地域の環境に即した実効性のある対応を実践している。

(1) 環境負荷低減への取り組み

環境に配慮した事業運営を行うために、社内にて環境マネジメントシステムを構築し運用している。環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 認証を取得したうえで、リスク分析と管理、環境負荷低減に向けた取り組みを実践している。

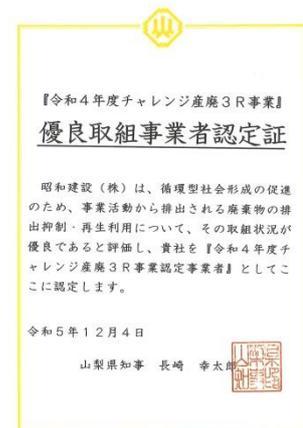
各工事案件については、環境に配慮した設計・施工を実践している。発注者に対し環境負担の少ない資材の活用提案や工法提案を行う他、施工時においては排水の処理、PH の調整、水の濁度の調整、騒音・ホコリ対策（重機等の音・発破音）として防音扉・測定器・中和施設設置、散水等の各種対策を行っている。なお、各種排出物については、法律・基準・発注者の指定値に適合した対応を完全に実施している。

公共工事において排出された土砂およびその他の廃棄物や使用資材については、発注者の指定した処理方法により適切に処理している。

解体工事においては各種環境対策に加えて、廃材の分別・リサイクルを徹底しマニフェストを作成のうえ現場毎の管理を実施している。

(2) 山梨県「チャレンジ産廃3R事業」への取り組み

山梨県では、「山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」の一環として、2017年度から『チャレンジ産廃3R事業』を立ち上げ、より一層の産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者の主体的な取り組みを支援している。本事業では、取り組みが優良である事業者を「チャレンジ産廃3R認定事業者」として認定しており、当社は初年度より参画し、毎年認定されている。



(3) その他環境負荷低減への取り組み

社内の照明設備を全て LED に切り替えるとともに、全館空調から個別空調への切り替え、全従業員への PC 貸与によるペーパーレスの促進と紙を利用する場合は再生紙・裏紙の使用を実施している。

なお、完成図面等の設計図書についても電子化しており、保存を行っている。

(4) 気候変動対策の取り組み

エネルギー使用量を削減するために、工事担当者車両、営業車両のハイブリッド車への切り替えを行い、保有車両 36 台中 26 台が環境負荷の低い車両となっており、更新のタイミングで順次切り替えを進めている。なお、建設機械においては低騒音型を導入しており、順次入れ替えを進めている。



低騒音 タイヤ・ローラー-ZC220P



低騒音 振動ローラー-ZC35T

2-3 経済面での活動

(1) 雇用への取り組み

社会面での取り組みと同一であるが、当社ではダイバーシティ&インクルージョンの推進による人材や働き方の多様性の確保に取り組んでいる。

① 子育てのしやすい環境の整備

育児・介護休業規定を制定し、子育て、介護と仕事の両立を支援し、全スタッフが働きやすい環境を構築している。

女性のみならず男性の育児休暇取得を推進しており、2023 年度時点の育児休暇取得率は男性・女性ともに 100%であった。今後も全社の取得率 100%の維持を目指している。

② ダイバーシティ推進への取り組み

各作業現場では『女性でも働きやすい現場は男性でも働きやすい』をモットーに作業環境向上に努めている。性別による差は設けておらず、本人の希望等を考慮するなか適材適所の人材配置を行っており、男女関係なく活躍できる職場を目指している。2024 年 1 月 1 日時点において、現場監督者 20 名のうち、女性の現場監督 1 名が在籍し活躍している。

(2) 自然災害等への対応

国土交通省の関東地方整備局による「建設会社における災害時の事業継続力」認定を受け、災害時における従業員の安全と事業継続性の確保を目的に BCP 計画を策定している。また、災害協定を自治体や所属建設業協会を通じて締結し、各種災害協定内容に基づいた迅速な災害復旧対応ができる体制を構築している。

● 災害協定書締結詳細

災害協定先	災害協定名
関東地方整備局 甲府河川国道事務所	・ 災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定書（道路構造物関連）
中日本高速道路株式会社 八王子支社甲府保全・サービスセンター	・ 震災時における応急復旧業務の協力に関する確認書
塩山建設業協会 (峡東建設事務所との災害協定先)	・ 災害時における応急対策業に関する基本協定書 ・ 災害時における応急対策業務に関する細目協定書
山梨県建設業協会 (関東地方整備局との災害協定先)	・ 災害時における関東地方整備局管内の災害応急対策業務に関する協定書
山梨県建設業協会 (山梨県との災害協定先)	・ 災害時の広域応援業務に関する協定書
甲州市災害対策協議会 (甲州市との災害協定先)	・ 災害時における応急対策業務に関する協定書

BCP 計画の内容一部抜粋



全体手順初期
A-3-3 全体手順初期/ケース1:就業時間内の場合

時間	対応手順	備考
直後	来訪者・従業員等の負傷者対応、避難誘導 ・ 来訪者、従業員等の負傷者や閉じ込められた者を救助し、応急処置をする。 ・ 火災発生や社屋倒壊の危険がある場合、来訪者を誘導し屋外に避難する。余裕がある場合に限り重要データ等を携帯して持ち出す。 ・ 本社が使用不能の場合、災害対策本部要員は、代替連絡拠点へ向かう。 ・ 屋外退避が必要ない場合、来訪者を1階応接室に誘導する。	E-1-3 災害時の救出用機材・備品等の備蓄 B-2-5 来訪者・従業員の避難・誘導方法 C-1-2 代替連絡拠点の概要
直後	初期消火等の応急処置 ・ 火災発生があれば119番通報し、社内に大声で知らせ、可能な初期消火を実施する。 ・ 隣接地域での救出・消火などの支援が必要であれば、可能な限り対応する。	
1時間以内	従業員・来訪者の安否確認 ・ 部署の責任者(または代理者)が点呼などにより従業員および来訪者の安否状況を確認する。 ・ 総務部員は、余裕ができれば次策、自社の各作業所、外出者や休職者に連絡がつく範囲で安否確認すると同時に「安否確認サービス」も使用し安否確認を行う。 ・ 安否確認結果を対外支援班長に報告。途中経過でもよい。(その後適宜、追加的に報告)	B-2-1 安否確認方法の一覧表
1時間以内	本社(代替連絡拠点を含む)被害状況の調査、二次災害の防止 (対策本部要員の最上位者が判断する) ・ 災害対策本部要員は社屋、設備の被害状況を確認し、とりまとめる。 ・ 社屋倒壊の危険、火災発生可能性等を判断(危険なら退去)する。 ・ 通信設備の使用可能性を判断。使用または早期復旧が無理なら代替連絡拠点の活用を検討する。 ・ 被害状況は、時間経過で変わるため、継続的に監視する。 ・ 必要であれば、建物や設備の点検や補修の設備会社に来訪を要請する。 (すぐには来ない可能性が高い)	B-2-8 被害チェックリスト
2時間以内	施工現場の被害状況確認・二次災害の防止 ・ 施工中現場の状況を確認、必要であれば本社協力会社等から従業員を派遣する。 ・ 必要な救出、二次災害防止を実施。危険があれば周辺地域や関係機関に緊急通報する。 ・ 現場担当者(代理者)は、災害対策本部に状況確認結果を報告する。 ・ 以後、必要な防止措置が終了するまで現場での対応を継続する。	施工現場の二次災害防止 D-1-2 施工中現場の連絡先リスト E-2-1 災害発生直後に誘導する業者リスト E-2-2 代替調達先の業者リスト

(3) まちづくりへの貢献

社会面の取り組みと同一であるが、当社は本業を通じた社会インフラ整備により、道路整備や災害対策などのまちづくりに貢献している。道路工事や橋梁工事、トンネル工事など交通インフラの基盤となる工事を請け負っており、持続可能な社会の実現に貢献している。また、工事に際しては10社を超えるパートナー企業と連携して施工を行っており、工事受注・発注を通じて地域経済の発展に貢献している。

当社では、信頼性の高い工事を実践するため、ISO9001 認証を取得しており、社内にて品質マネジメントシステムを構築し、品質の維持向上に努めている。

なお、各種施工技術や近隣住民への配慮、業務プロセス等が認められ、発注者から毎年表彰されるとともに、特別表彰も複数回受賞している。

2-4 社会貢献活動

地域貢献活動として「保育園や学校のグラウンド等の砂の入れ替え」「地域の河川清掃への協力（ダンプ2台、運転手2名）」「地元のお祭り、花火大会への寄付」「災害に備え防災倉庫を設置（近隣住民に対して備蓄食料の配布、衛星電話の貸し出し、自転車の貸し出し、発電機の貸し出し、ガソリン等の提供などを想定）」を行っている。

■ 防災倉庫の設置



3. 包括的分析

3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて、主力事業「道路建設事業」の業種に関するインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「雇用」、「移動手段」、「包摂的で健全な経済」、「経済収束」が、ネガティブ・インパクトとして、「保健・衛生」、「雇用」、「文化・伝統」、「質水」、「大気」、「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」、「経済収束」が抽出された。

3-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定

当社の主力事業のひとつである「道路建設事業」における個別要因を加味して、当社のインパクト領域を特定した。

その結果、ネガティブ・インパクトである「文化・伝統」、「生物多様性と生態系サービス」、「経済収束」については、当社事業において当然に配慮した上で事業活動を行っているものであり、ネガティブ・インパクトの低減に資する活動は特段行っていないことから削除した。

【特定されたインパクト領域】

		UNEP FIのインパクト分析ツール により抽出されたインパクト領域		個別要因を加味し 特定されたインパクト領域	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社 会	入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 (一連の固有の特徴がニーズを満たす程度)				
	水	○	○	○	○
	食糧	○	○	○	○
	住居	○	○	○	○
	保健・衛生	○	●	○	●
	教育	○	○	○	○
	雇用	●	●	●	●
	エネルギー	○	○	○	○
	移動手段	●	○	●	○
	情報	○	○	○	○
	文化・伝統	○	●	○	○
	人格と人の安全保障	○	○	○	○
	正義・公正	○	○	○	○
	強固な制度、平和、安定	○	○	○	○
	環 境	質(物理的・化学的構成・性質)の有効利用			
質 水		○	●	○	●
大気		○	●	○	●
土壌		○	●	○	●
生物多様性と生態系サービス		○	●	○	○
資源効率・安全性		○	●	○	●
気候		○	●	○	●
廃棄物		○	●	○	●
経 済	人と社会のための経済的価値創造				
	包摂的で健全な経済	●	○	●	○
	経済収束	●	●	●	○

3-3 特定されたインパクト領域とサステナビリティ活動の関連性

《社会面》

インパクト領域	インパクト		主な取組内容
	ポジティブ	ネガティブ	
保健・衛生		●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格である ISO45001 認証の取得 ・ 山梨県建設業ゼロ災宣言運動に賛同 ・ 安全パトロールの実施 ・ 安全大会の実施
雇用	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てのしやすい環境の整備 育児休暇取得率 100%の維持 ・ ダイバーシティ推進への取り組み 適材適所の人員配置 ・ ワークライフバランスへの取り組み 時間外労働の抑制 週休 2 日制の完全実施
移動手段	●		<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりへの貢献 本業を通じた社会インフラ整備

《環境面》

インパクト領域	インパクト		主な取組内容
	ポジティブ	ネガティブ	
質 水 大気 土壌 資源効率・安全性 気候 廃棄物		●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 認証の取得による環境マネジメントシステムの構築と運用 ・ 環境に配慮した設計・施工の実践 ・ 環境負担の少ない資材の活用提案や工法提案 ・ 排水の処理、PH の調整、水の濁度の調整、騒音、ホコリ対策（重機等の音・発破音）として防音扉・測定器・中和施設設置、散水等

			<p>の各種対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出物については法律・基準・発注者の指定値に適合した対応の完全実施 ・ 廃材の分別・リサイクルを徹底しマニフェストを作成のうえ現場毎の管理を徹底 ・ 設計図書等の電子化によるペーパーレスの推進
--	--	--	--

「経済面」

インパクト領域	インパクト		主な取組内容
	ポジティブ	ネガティブ	
包摂的で健全な経済	●		<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・介護支援体制の構築 ・ ダイバーシティ推進への取り組み
経済収束	●		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業を通じた社会インフラ整備への貢献 ・ 自治体との災害協定の締結による連携強化

3-4 インパクト領域の特定の方法

UNEP FI のインパクト評価ツールを用いたインパクト分析結果を参考に、当社のサステナビリティに関する活動を同社の HP、提供資料、ヒアリング等から網羅的に分析するとともに、当社を取り巻く外部環境や地域特性等を勘案し、当社が社会・環境・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。

そして当社の活動が、対象とするエリアにおける社会・環境・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの低減に最も貢献すべき活動をインパクト領域として特定した。

4. KPI の設定

4-1 社会面

インパクトレーダーとの関連性	保健・衛生、雇用
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	労働災害発生削減 ワークライフバランスの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害発生削減への取り組み フレキシブルな有給休暇の取得が可能な働き方
SDGs との関連性	<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> 
KPI (指標と目標)	<p>労働災害の発生件数 年 0 件達成・維持 (2022 年度 1 件、過去 3 年間平均 0.3 件)</p> <p>有給休暇取得率 85%以上の維持 (2022 年度実績 45.8%、2023 年度実績 86.9%)</p>

インパクトレーダーとの関連性	移動手段、経済収束
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	持続可能なまちづくりへの貢献
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質マネジメントシステムの運用を通じて、品質の維持向上に努める ・ 地域のパートナー企業との連携
SDGs との関連性	<p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p>11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> </div>
KPI（指標と目標）	<p>ISO9001 認証の継続取得</p> <p>安全大会を年間 1 回以上、パートナー企業と共同開催</p>

4 - 2 環境面

インパクトレーダーとの関連性	質 水、大気、土壌、資源効率・安全性、気候、廃棄物
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	環境負荷の低減
取組内容	・環境マネジメントシステムの運用を通じて、引き続き環境負荷低減への取り組みを強化・継続する
SDGs との関連性	<p>6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。</p> <p>11.6 2030 年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> </div> </div>
KPI (指標と目標)	ISO14001 認証の継続取得

4 - 3 経済面 社会面

インパクトレーダーとの関連性	雇用、包摂的で健全な経済
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	誰もが活躍できる社会の実現
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てのしやすい環境の整備 ・女性が活躍できる環境の整備
SDGs との関連性	<p>5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p> <p>5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>8 働きがいも 経済成長も</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> </div> </div>
KPI (指標と目標)	<p>育児休業取得率…100%を継続 (過去3年間取得率 100%)</p> <p>女性管理職の割合…10%以上 (2022年度 7%)</p>

5. マネジメント体制

当社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、浅野晃一代表取締役社長が陣頭指揮を執り、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動等を棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトレーダーやSDGsとの関連性、KPIの設定について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、浅野晃一代表取締役社長を最高責任者、松本博昭取締役常務を管理責任者とし、総務部が中心となって展開していく。社内への浸透により、KPI達成に向けて全従業員が一丸となって活動を実施していく。

最高責任者	代表取締役社長 浅野晃一
管理責任者	取締役常務 松本博昭
統括部署	総務部

6. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定したKPI達成及び進捗状況については、山梨中央銀行と昭和建設の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。

山梨中央銀行は、KPI達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは山梨中央銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成したKPIに関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などによりKPIを変更する必要がある場合は、山梨中央銀行と当社が協議の上、再設定を検討する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、山梨中央銀行が昭和建設株式会社（以下、当社）から依頼を受けて実施したものです。
2. 山梨中央銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する当社から供与された情報と、山梨中央銀行が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的な考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者および本件問合せ先>

株式会社山梨中央銀行

コンサルティング営業部

コンサルティング営業室

担当：西川 雄介

TEL：055-224-1098

第三者意見書

2024年4月2日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

昭和建設株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社山梨中央銀行

評価者：株式会社山梨中央銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、山梨中央銀行が昭和建設株式会社（「昭和建設」）に対して実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、山梨中央銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。山梨中央銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、山梨中央銀行にそれを提示している。山梨中央銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済取れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とし

た中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

山梨中央銀行は、本ファイナンスを通じ、昭和建設の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、昭和建設がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2 フレームワーク

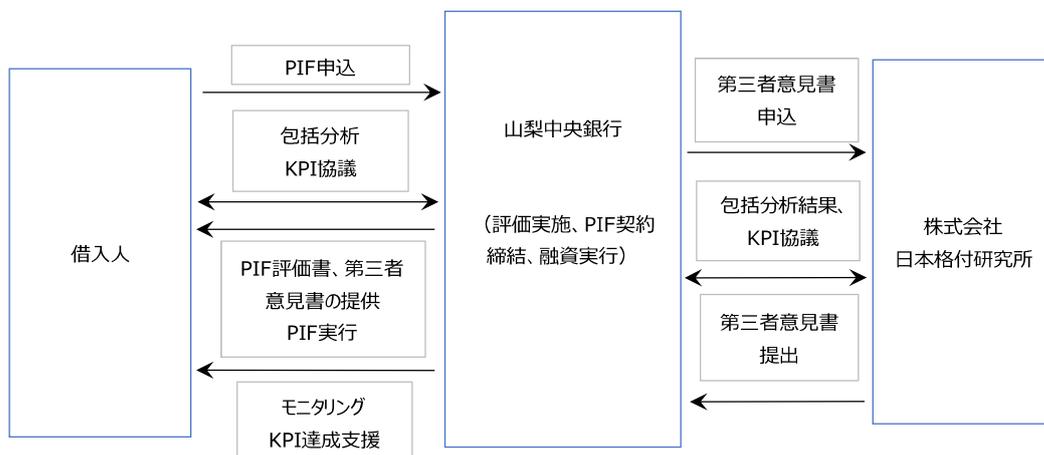
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、山梨中央銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 山梨中央銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：山梨中央銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、山梨中央銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、山梨中央銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て山梨中央銀行が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、山梨中央銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のイ

ンパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である昭和建設から貸付人である山梨中央銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

外窪 祐作

外窪 祐作

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル